証券コード　7730
平成28年11月７日

株　主　各　位

栃木県宇都宮市清原工業団地８番３
**マ　ニ　ー　株　式　会　社**
取　締　役
代表執行役社長　髙　井　壽　秀

# 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年11月25日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　栃木県宇都宮市西原町142
宇都宮グランドホテル　１階　平安の間
**（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。）**

**３．会議の目的事項**

**報 告 事 項**

**第　１　号**　第57期（平成27年９月１日から平成28年８月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**第　２　号**　第57期（平成27年９月１日から平成28年８月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　取締役７名選任の件

**第２号議案**　会計監査人選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mani.co.jp/）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
　なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
◎ 株主総会終了後、株主の皆様と当社役員との懇談の場を設けておりますので、あわせてご出席くださいますようご案内申し上げます。

## 第57期期末配当金のお知らせについて

　平成28年10月７日開催の当社取締役会において、第57期の期末配当金は、１株当たり15円を、平成28年11月８日（火曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。
　第57期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間内（平成28年11月８日から平成28年12月９日まで）にお受け取りください。また確定申告の添付書類としてご使用いただける「配当金計算書」を同封しております。
　配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を同封しております。「配当金計算書」は従来どおり確定申告の添付書類としてご使用いただけます。
　株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封しております。確定申告の添付書類としてご使用いただける書類の交付につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成27年９月１日から平成28年８月31日まで）

## １．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における医療機器業界は、先進国では医療費抑制政策や承認基準の厳格化等厳しさが続いているものの先進医療の導入が進み、新興国では人口の増加及び経済発展に伴う医療インフラの整備が進んでいるため、全体としては引き続き市場の拡大を見込んでおります。一方、当社グループを取り巻く環境は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益の向上、雇用環境の改善による消費の回復等緩やかな回復基調にあるものの、新興国の景気減速、グローバルレベルでの競争激化、病院のコスト削減を求めたグループ購買化、円高基調の長期化等により、先行き不透明な状況で推移しております。

このような環境下、当社グループにおきましては、引き続き需要の拡大が見込まれる新興国市場において、中国の販売拠点 馬尼(北京)貿易有限公司 及びベトナムの販売拠点 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. を中心に現地マーケティングの強化を図り、ユーザーニーズの把握及び販売網の整備に努めた結果、中国・インド等のアジア地域では売上が好調に推移したものの、その他の地域については景気低迷等の影響を受け、全体としては低調に推移しました。一方、先進国市場においては、国内の売上が好調に推移し、さらにドイツの子会社、Schütz Dental Group（以下、「SDG」という。）の売上も寄与したことから増収となりました。なお、SDG においては、当社製品の欧州販売・研究開発拠点としての位置づけを早期に確立すべく、引き続き体制整備に努めてまいりました。

一方、生産面について、海外工場におきましては、ベトナムの生産拠点 MANI HANOI CO., LTD. は、生産工程移管の推進とともに、品質向上と原価低減を実現するため、生産効率の改善及び顧客への直接出荷体制の確立に努めてまいりました。さらに、将来の受注増加に対応するための新工場建築に着手しております。また、ミャンマーの生産拠点 MANI YANGON LTD. は、ベトナム生産拠点を補完すべく、品質管理システムの構築に努め、平成28年１月にISO13485の認証を取得しました。さらに、ラオスの生産拠点 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD. は、品質の安定化を推進してまいりました。国内工場におきましては、新製品の量産準備と並行して、海外生産拠点との連携強化に努めてまいりました。

開発面については、引き続き「世界一の品質」を実現・維持するための生産技術開発・既存製品改良研究を行うとともに、先進国での売上拡大を目指して新製品開発を進め、当連結会計年度中の新製品として、「スリットナイフ(ショートヘッド)」、「ストレートナイフ(マーキング付)」、「ポートナイフ27G」(サージカル関連製品)、「サージカルバー(MZBタイプ追加)」(デンタル関連製品)を発売いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 16,555百万円(前連結会計年度比19.7%増)、営業利益は 4,245百万円(同1.6%増)、経常利益は為替差損の増加により 4,055百万円(同6.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は法人税、住民税及び事業税の減少により3,005百万円(同2.5%増)となりました。

② セグメント別状況

(単位:百万円)

| セグメントの名称 | 売上高 | 構成比 | 主要製品 |
|---|---|---|---|
| サージカル関連製品 | 4,010 | 24.2% | 針付縫合糸、皮膚縫合器、深部縫合器、骨用のこぎり、血管ナイフ、眼科ナイフ、眼科トロカール |
| アイレス針関連製品 | 4,227 | 25.5% | アイレス縫合針、アイド縫合針 |
| デンタル関連製品 | 8,316 | 50.2% | リーマ・ファイル、クレンザー、ブローチ、ダイヤバー、カーバイドバー、ステンレスバー、ピーソリーマ、カーボランダムポイント、シリコンポイント、歯科用ポスト、歯科用実体顕微鏡、歯科用修復材 |
| 合計 | 16,555 | 100.0% | − |

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,634百万円で、この主なものは国内工場内機械設備(主に新製品生産設備)、開発設備、海外工場投資、海外工場内機械設備投資(主に従来製品生産設備)等であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

⑻　対処すべき課題
　高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、医療機関では低侵襲化治療による入院日数の短縮化、電子カルテ等情報システムの整備、医療機器購買システムの採用等による経営の効率化や経費削減が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。また診断・検査機器の充実を図った高度医療機器導入による負担増が、かえって医療機関のコスト削減を迫っております。
　医療機器業界におきましては、この影響を今後とも受け続け、国内外とも厳しい状況が続くものと考えられます。一方で感染症予防のための使い捨て化促進、ならびに新技術及び新製品出現による手術の適応拡大に伴う需要の拡大、さらに新興国市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大も予想されます。
　このような環境におきまして、当社グループは、今後も「世界一の品質」を経営の中核に据え、開発・生産・販売を行ってまいります。売上面については、①新興国のGDP増加、症例数増加に伴う医療機器分野での消耗品需要の増加、ならびに②先進国市場における術式の変化及び手術の適応拡大に伴う新たな医療機器へのニーズの増大をより先鋭な方法で捕捉する施策を実施してまいります。
　新興国市場の当面のターゲットは、中国、インド、ASEANといったアジアの成長著しい巨大市場ですが、ベトナム販売子会社 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD.及び中国販売子会社 馬尼（北京）貿易有限公司による地域に根差した販売・マーケティング活動を推進することで、これまで獲得できていなかったセグメントの取り込みを実現すべく努力してまいります。なお、近時は同国市場で広まっていた偽ブランド品も減少傾向にあるなど、着実にその成果を上げております。今

後は取扱製品を順次拡大し活動を本格化すると同時に、インド、ASEAN等へも積極的に展開してまいります。また、販売網の再編及びマーケティング力を強化することにより、さらに焦点の合ったユーザーニーズの把握を通じて、売上増加と利益拡大とを実現し、加えて品質の向上につなげていきたいと考えております。

一方、先進国市場向けの売上拡大については、ドイツの子会社SDGにおいて、販売・マーケティング活動を推進し、従来をはるかに上回る規模の新製品の開発・投入により実現してまいります。海外生産の拡大に伴い、従来生産業務に従事していた国内要員を、新製品の開発に充てることで、より一層の開発機能の強化を図り、海外拠点の技術開発部門においては、既存製品の品質研究を実施し、「世界一の品質」を揺るぎないものとするための体制構築を実施していく所存です。また、医師・歯科医師のニーズを汲み上げるマーケティング要員を増強し、医師密着型の製品開発を推進することで、より強固な研究開発体制を構築し、国内拠点の「知識・情報企業」化を加速してまいります。また、開発には既存製品の品質向上、周辺製品のラインナップ充実といった比較的小型ではあるものの短期間で結果を出せる開発と、開発期間こそ長く、結果を出すのに長期間を要するものの当社取扱製品領域を質量ともに押し広げる新製品の開発とのバランスをとりながら取組んでまいります。こうした先進国市場での新製品の蓄積が、５年後、10年後の新興国市場での売上の増加を担保するために極めて重要であると考えております。

生産面については、国内に残っている生産機能の海外移管を進めると同時に、海外生産拠点においては、製品の工程改善や品質マネジメントシステムの定着により「世界一の品質」を揺るぎないものとすると同時に、更なる原価低減により、追加的な利益の捻出に努めてまいります。この追加的な利益により、増加する開発コストや新たなマーケティング戦略に要するコストを賄ってまいります。ベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO.,LTD.は将来の受注増加に対応するため、フーエン工場の近隣に新工場を建設し、更なる生産体制の拡充や製品の安定供給を実現するとともに、生産設備の自動化・省人化を進めることで生産効率を改善し、直接出荷地域・製品の拡大により原価低減を図ってまいります。また、ベトナムへの生産の一極集中リスク対応として、ミャンマーのMANI YANGON LTD.及びラオスのMANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.においても､相応規模への増強を図ってまいります。

一方、海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化、ひいてはグループ内のコミュニケーションの活性化を通じたグループとしての企業文化の共有・浸透も優先的な課題として認識し、積極的に取組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区　分 | 第 54 期<br>平成24年９月１日から<br>平成25年８月31日まで | 第 55 期<br>平成25年９月１日から<br>平成26年８月31日まで | 第 56 期<br>平成26年９月１日から<br>平成27年８月31日まで | 第57期(当連結会計年度)<br>平成27年９月１日から<br>平成28年８月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 9,342 | 11,440 | 13,833 | 16,555 |
| 経常利益（百万円） | 3,271 | 4,040 | 4,346 | 4,055 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 2,180 | 2,606 | 2,932 | 3,005 |
| １株当たり当期純利益（円） | 64.99 | 78.72 | 88.58 | 91.09 |
| 総資産（百万円） | 23,019 | 26,285 | 30,940 | 29,922 |
| 純資産（百万円） | 20,862 | 23,370 | 27,334 | 26,781 |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区　分 | 第 54 期<br>平成24年９月１日から<br>平成25年８月31日まで | 第 55 期<br>平成25年９月１日から<br>平成26年８月31日まで | 第 56 期<br>平成26年９月１日から<br>平成27年８月31日まで | 第57期（当事業年度）<br>平成27年９月１日から<br>平成28年８月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 9,346 | 11,444 | 12,875 | 12,888 |
| 経常利益（百万円） | 3,212 | 3,834 | 4,029 | 3,296 |
| 当期純利益（百万円） | 2,136 | 2,424 | 2,788 | 2,348 |
| １株当たり当期純利益（円） | 63.70 | 73.23 | 84.21 | 71.17 |
| 総資産（百万円） | 22,222 | 25,236 | 28,133 | 28,103 |
| 純資産（百万円） | 20,254 | 22,458 | 25,062 | 25,711 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
２．平成27年９月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。このため１株当たり当期純利益については、第54期の期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。
３．第54期（連結）については、サージカル関連製品は好調に推移したものの、アイレス針関連製品は海外での価格競争の激化、デンタル関連製品は偽ブランド品の影響等により低調に推移したことから、売上高は前連結会計年度比3.6％減少となりました。
４．第55期（連結）については、円安効果により海外への売上が復調し、国内も順調であったことからすべてのセグメントで増収となり、売上高は前連結会計年度比22.5％増加となりました。
５．第56期（連結）については、新興国への売上が好調に推移したこと及びSDGが第４四半期連結会計期間より加わったこと等から大幅増収となり、売上高は前連結会計年度比20.9％増加となりました。
６．第57期（連結）については、前記「(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| MANI HANOI CO.,LTD.(ベトナム) | 5,162万米ドル | 100% | 当社の製品の加工 |
| MANI YANGON LTD.(ミャンマー) | 380万米ドル | 100% | 当社の製品の加工 |
| MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.(ラオス) | 300万米ドル | 100% | 当社の製品の加工 |
| MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.(ベトナム) | 30万米ドル | 100% | 当社の製品の販売 |
| 馬尼(北京) 貿易有限公司 (中国) | 700万元 | 100% | 当社の製品の販売<br>当社の業務請負 |
| マニー・リソーシズ株式会社 | 15百万円 | 100% | 当社の業務請負 |
| Schütz Dental GmbH | 51千ユーロ | 100% | 歯科修復材等の販売 |
| GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH | 25千ユーロ | 100% | 歯科修復材等の開発・製造・販売 |

(注) MANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、馬尼(北京) 貿易有限公司、Schütz Dental GmbH、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、特定子会社に該当しております。

⑾　主要な事業内容（平成28年８月31日現在）

①　医療機器の製造販売

②　医療機器の輸入販売

③　その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針（アイレス縫合針、アイド縫合針）、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器（リーマ・ファイル等）、歯科用回転切削機器（ダイヤバー等）、歯科用実体顕微鏡、歯科用修復材です。

⑿　主要な営業所及び工場（平成28年８月31日現在）

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 当　　社 | （清原工場）　栃木県宇都宮市清原工業団地８番３<br>（高根沢工場）栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地 |
| MANI HANOI CO.,LTD.<br>（　子　会　社　） | （フーエン工場）VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Pho Yen<br>（ソンコン工場）VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Song Cong |
| MANI YANGON LTD.<br>（　子　会　社　） | MYANMAR, YANGON |
| MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.<br>（　子　会　社　） | LAO PDR, VIENTIANE Province |
| MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.<br>（　子　会　社　） | VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Pho Yen |
| 馬尼（北京）貿易有限公司<br>（　子　会　社　） | 中国北京市 |
| マニー・リソーシズ株式会社<br>（　子　会　社　） | 栃木県宇都宮市清原工業団地８番３ |
| Schütz Dental GmbH<br>（　子　会　社　） | GERMANY, HESSE |
| GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH<br>（　子　会　社　） | GERMANY, HESSE |

⒀　使用人の状況（平成28年８月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使　用　人　数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| サージカル関連製品 | 591（25）名 | 60名減（８名減） |
| アイレス針関連製品 | 1,347（18）名 | 48名減（６名減） |
| デンタル関連製品 | 1,071（39）名 | 108名増（６名減） |
| 全　社（共　通） | 370（７）名 | 23名増（３名減） |
| 合　　計 | 3,379（89）名 | 23名増（23名減） |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 325（65）名 | 9名減（増減無） | 40.9歳 | 13.3年 |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2．会社の株式に関する事項（平成28年８月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　118,800,000株
⑵ 発行済株式の総数　5,637,000株
⑶ 株主数　9,527名
⑷ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| マニックス株式会社 | 3,900,000株 | 11.89% |
| 松谷技研株式会社 | 1,890,000 | 5.76 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,508,600 | 4.60 |
| 松谷貫司 | 1,068,500 | 3.26 |
| 松谷正光 | 1,036,800 | 3.16 |
| 松谷正明 | 928,300 | 2.83 |
| 株式会社正光 | 780,000 | 2.38 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 748,100 | 2.28 |
| BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS | 665,800 | 2.03 |
| 第一生命保険株式会社 | 610,200 | 1.86 |

（注）１．上記のほか、自己株式が2,827,880株あります。
２．持株比率は自己株式2,827,880株を控除して計算しております。

## 3．会社役員に関する事項

⑴　取締役及び執行役の状況（平成28年８月31日現在）

①取締役の状況

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会議長 | 松谷　貫司 | 指名委員会委員長<br>マニックス㈱代表取締役社長<br>松谷技研㈱代表取締役社長 |
| 取締役 | 松谷　正明 | |
| 取締役 | 髙井　壽秀 | |
| 取締役 | 栗原　義一 | 監査委員会委員長 |
| 取締役 | 後藤　充宏 | 報酬委員会委員長<br>あおば公認会計士共同事務所シニアパートナー<br>㈱ワイズテーブルコーポレーション監査役 |
| 取締役 | 酒井　清 | 指名委員会委員、報酬委員会委員<br>監査委員会委員 |
| 取締役 | 柾　智子 | 指名委員会委員、報酬委員会委員<br>監査委員会委員<br>横山法律事務所弁護士 |

（注）１．取締役栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、柾智子氏は、社外取締役であります。なお、当社は栗原義一氏、後藤充宏氏、酒井清氏、柾智子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．取締役後藤充宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

②執行役の状況

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 執行役会長 | 松谷正明 | CTO（最高技術責任者） |
| 代表執行役社長 | 髙井壽秀 | CEO（最高経営責任者）<br>COO（最高業務執行責任者） |
| 執行役 | 髙瀬敏之 | CMO（最高製造責任者）<br>MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長<br>馬尼（北京）貿易有限公司取締役会長 |
| 執行役 | 髙橋一夫 | CFO（最高財務責任者）<br>CQO（最高品質責任者） |
| 執行役 | 齊藤雅彦 | MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長 |
| 執行役 | 村田英一 | 事業開発部長 |
| 執行役 | 髙橋照男 | Schütz Dental GmbH取締役会長<br>GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH取締役会長 |

（注）松谷正明氏、髙井壽秀氏は、取締役と執行役を兼務しております。

⑵ 取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等

| 区分 | 員数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち、社外取締役） | 5名<br>（4名） | 34,043千円<br>（21,322千円） |
| 執行役 | 7名 | 100,182千円 |
| 合計 | 12名 | 134,225千円 |

（注）１．執行役の報酬等の額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
２．期末現在の人員は取締役７名、執行役７名で、取締役のうち２名は執行役を兼務しております。取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記入しております。
３．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10,140千円が含まれております。

(3) 取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

①基本方針

当社は、「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針として、報酬委員会の役割・構成を次のように決定する。

(ⅰ) 役割

報酬委員会は「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを役割とする。

(ⅱ) 構成

報酬委員会は当社の３名以上５名以下の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役で構成する。

②取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬により構成する。基本報酬は、委任する仕事量相当額とする。また、退職慰労金制度を設けない。

但し、執行役を兼務する場合は、取締役としての報酬は支給しない。

③執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成する。基本報酬は、当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むに必要かつ十分な額とする。業績連動報酬は、売上・経常利益に関する複数の評価指標の達成度に応じて支給する。また、執行役の退職に際しては、役員退職慰労金を支給する。

④インセンティブプラン

インセンティブプランとして、パフォーマンスユニット制度を設定する。この制度は、役職・職責に応じて報酬委員会において審議決定する。

⑤透明性の確保

透明性を確保するために、取締役・執行役の個別報酬については開示基準に則り開示する。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑸　社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

・後藤充宏氏は、あおば公認会計士共同事務所のシニアパートナー及び㈱ワイズテーブルコーポレーションの監査役を兼務しております。当社とあおば公認会計士共同事務所及び㈱ワイズテーブルコーポレーションとの間には特別の関係はありません。

・柾智子氏は、横山法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と横山法律事務所との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 栗原義一 | 当事業年度開催の取締役会、監査委員会のすべてに出席し、会社経営経験者及び監査委員会委員長としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。 |
| 取締役 | 後藤充宏 | 当事業年度開催の取締役会、報酬委員会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。 |
| 取締役 | 酒井清 | 当事業年度開催の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のすべてに出席し、会社役員及び研究開発・経営企画の統括経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性･適正性を確保するための助言･提言及び審議･決定を行っております。 |
| 取締役 | 柾智子 | 当事業年度開催の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。 |

## 4．会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 27,600千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47,600千円 |

（注）1．当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.、Schütz Dental GmbH、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、社内システム構築にかかるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ、会計監査を受ける環境を整備するために、原則５年（ただし、特別な事情がある場合は７年）を超えて同一の会計監査人を再任しないことを基本方針としております。

また、会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

当社と新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑹ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務停止　３ヵ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・新日本有限責任監査法人は、㈱東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

**５．剰余金の配当等の決定に関する方針**

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30％程度とすることを基本とし、中長期的には連結配当性向40％を目指しております。内部留保資金は顧客満足度向上のための品質研究投資、新製品・新技術開発のための研究開発投資、その新製品の生産設備投資、コスト競争力を高めるための海外生産拠点投資と国内合理化投資に継続的に充てております。

当期の配当につきましては、当期業績を勘案しつつもこの方針に基づき、１株当たり30円（中間配当15円、期末配当15円）と決定させていただきました。

次期の配当につきましては、この方針及び業績見通しを勘案し、１株当たり34円（中間配当17円、期末配当17円）とする予定であります。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会が決議した内容の概要は以下のとおりです。

①当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの経営基本方針にある「順法精神」及び行動規範にある「Integrity（誠実さ）」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを当社グループ社員に徹底する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」を整備し、運用管理する。さらに、コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、そのマニュアルについて研修を実施する。

②当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「海外子会社安全確保規程」、ISO13485（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規定等により運用管理する。

④当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」、「執行役規程」により運用管理する。また、代表執行役社長は、執行役部長会審議、取締役会審議承認を経て事業年度毎に当社グループ全体の方針目標を定め、それを各執行役及び各部長に伝達し、各部長、各課長及び子会社関係者は、その目標（予算を含む。）達成のために「職務権限規程」等の社内規定に従い各部門の具体的目標を立案し、効率的な達成の方法を定める。それを執行役部長会が定期的に進捗をレビューし、また取締役会が業務チェック（法令順守・業務効率）を実施し、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ各社間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行い、子会社の財務状況その他の重要な情報については、当社へ定期的な報告を義務づける。また、当社及び子会社から成る企業集団の機能又は業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任をこれに与え、本社の内部監査人室及び監査委員会が主体となる内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行う。また、「執行役規程」、「関係会社管理規程」、「内部監査規程」により運用管理する。

⑥当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑦前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従う。また、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑧当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の内部監査人室は、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。また、「監査委員会に対する報告に関する規程」により運用管理する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」を整備し、運用管理する。

⑩監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士、公認会計士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。さらに、関連する規程「監査委員会規程」、「監査委員会に対する報告に関する規程」、「執行役規程」により運用管理する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当該基本方針については毎年取締役会にてレビューを行うなど、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全社員を対象に研修を実施し、法令順守ならびに内部通報制度の適切な運用について教育を行いました。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」及び「行動規範」を全社朝礼等で繰り返し伝えること等により、当社の経営基本方針に定める順法精神があらゆる企業活動の前提となることを周知・徹底しております。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、経営に重要な影響を与えるリスクへの対応を図る体制をとっており、その対応状況については、執行役部長会及び取締役会でフォローしております。

## ７．会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は医療機器メーカーとしての相応の事業規模を有するにいたっており、その事業範囲も、手術用医療機器関連製品の提供、糸メーカーへの手術用縫合針の供給、歯科医療機器関連製品の提供と比較的広い範囲に及び、また、海外での生産を拡大し、輸出比率（売上全体に占める海外売上の割合）も高くなる等、グローバルな業務の展開を行っております。製品の高い品質を通じたエンドユーザーである医師との長期的かつ永続的な信頼関係の維持こそがこうしたオペレーションを支える原点であるだけに、必然的に長期的、グローバルな視野に立った経営が不可欠となります。

したがって、当社株式買付の提案を受けた場合に、その買付が近視眼的な視野に立っていないか等、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社の実情等につき十分に把握する必要があると考えております。

勿論、当社は、当社支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えており、株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社取締役会は、上記に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

また、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっているものの、当社役員等の発行済株式に占める保有割合は低下しております。中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規事業への投資等に伴う資金調達の手段として、又は自己資本の充実のため資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これらを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、対応策として買収防衛策の導入が必要であると判断いたしました。

②不適切な支配の防止のための取組み

当社は、上述の基本的考え方につき株主の皆様のご承認をいただき、平成19年11月21日開催の定時株主総会において導入した当社株式の大規模買付行為への対応方針を、若干の修正を加えたうえで継続いたしております。

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

具体的には、当社の発行済株式総数の20％以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い３名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本対応策の手続を順守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役会に勧告し、その勧告を受けた取締役会は、対抗措置発動についての承認を議案とする株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

なお、本対応策の詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mani.co.jp/）の平成25年10月22日付発表分に掲載しております。

③不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア．株主意思の反映

本対応策は、その基本的考え方については、平成25年11月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入しております。また大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、特別委員会により対抗措置を発動すべきとの勧告が取締役会に出された場合にも、同様にその勧告により株主総会が招集され、株主の皆様の決議によりはじめて発動が可能となります。

イ．独立性の高い社外者の判断と情報開示

当社は指名委員会等設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある３名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、特別委員会の判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要、大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対しすみやかに情報開示を行います。

ウ．本対応策発動のための合理的な客観的要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させております。これにより、当社経営陣による恣意的な発動を防止します。

エ．第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

（ご参考）

本対応方針の有効期限は、平成28年11月開催予定の第57期定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、企業価値の防衛手段として、中長期の戦略目標の達成に向けた施策を着実に実行していくことで企業価値と株主共同の利益の維持・向上を実現し、ステークホルダーとの信頼関係を一層強固にしていくことが重要であり、本対応方針は補完的な機能を果たすと認識しております。昨今、本対応方針導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制が浸透したことにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況の変化と本対応方針に対する一部株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の現対応策の取扱いについて社内で慎重に検討した結果、平成28年10月７日開催の取締役会において、本定時株主総会の終了の時をもって、本対応方針を継続しないことを決議しております。

# 連結貸借対照表

（平成28年８月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | | **負債の部** | |
| **流動資産** | **【14,252,773】** | **流動負債** | **【2,107,159】** |
| 現金及び預金 | 5,764,718 | 買掛金 | 318,969 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,480,875 | 未払金 | 578,290 |
| 有価証券 | 41,126 | 未払法人税等 | 404,826 |
| 商品及び製品 | 1,808,814 | 賞与引当金 | 388,866 |
| 仕掛品 | 2,135,310 | その他 | 416,206 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,277,772 | **固定負債** | **【1,033,611】** |
| 繰延税金資産 | 257,289 | 繰延税金負債 | 473,632 |
| その他 | 518,415 | 役員退職慰労引当金 | 93,640 |
| 貸倒引当金 | △31,549 | 退職給付に係る負債 | 447,439 |
| **固定資産** | **【15,669,485】** | その他 | 18,900 |
| **（有形固定資産）** | **(9,230,834)** | **負債合計** | **3,140,770** |
| 建物及び構築物 | 3,153,748 | **純資産の部** | |
| 機械装置及び運搬具 | 3,704,076 | **株主資本** | **【25,666,745】** |
| 工具器具備品 | 307,403 | 資本金 | 988,731 |
| 土地 | 1,146,656 | 資本剰余金 | 1,036,311 |
| 建設仮勘定 | 918,950 | 利益剰余金 | 26,765,837 |
| **（無形固定資産）** | **(1,605,541)** | 自己株式 | △3,124,135 |
| のれん | 1,196,876 | **その他の包括利益累計額** | **【1,114,742】** |
| ソフトウェア | 27,497 | その他有価証券評価差額金 | 1,469,514 |
| その他 | 381,166 | 為替換算調整勘定 | △230,974 |
| **(投資その他の資産)** | **(4,833,108)** | 退職給付に係る調整累計額 | △123,797 |
| 投資有価証券 | 4,536,730 | **純資産合計** | **26,781,488** |
| 繰延税金資産 | 11,244 | | |
| 保険積立金 | 276,670 | | |
| その他 | 8,973 | | |
| 貸倒引当金 | △510 | | |
| **資産合計** | **29,922,258** | **負債純資産合計** | **29,922,258** |

# 連結損益計算書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 16,555,075 |
| 売上原価 | | 6,901,750 |
| **売上総利益** | | **9,653,325** |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,407,333 |
| **営業利益** | | **4,245,991** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 56,582 | |
| 投資事業組合運用益 | 1,197 | |
| その他 | 49,815 | 107,595 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 147 | |
| 投資事業組合運用損 | 2,650 | |
| 為替差損 | 289,932 | |
| その他 | 5,671 | 298,402 |
| **経常利益** | | **4,055,184** |
| **特別利益** | | |
| 保険解約返戻金 | 14,402 | |
| 固定資産売却益 | 1,747 | 16,149 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 21 | |
| 固定資産除却損 | 18,032 | 18,053 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **4,053,281** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,057,634 | |
| 法人税等調整額 | △9,998 | 1,047,636 |
| **当期純利益** | | **3,005,645** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **3,005,645** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 988,731 | 1,036,311 | 24,709,323 | △2,583,251 | 24,151,115 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △949,131 | | △949,131 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,005,645 | | 3,005,645 |
| 自己株式の取得 | | | | △540,883 | △540,883 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 2,056,513 | △540,883 | 1,515,629 |
| 当期末残高 | 988,731 | 1,036,311 | 26,765,837 | △3,124,135 | 25,666,745 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 1,678,051 | 1,517,413 | △11,698 | 3,183,765 | 27,334,880 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △949,131 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 3,005,645 |
| 自己株式の取得 | | | | | △540,883 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △208,536 | △1,748,387 | △112,098 | △2,069,022 | △2,069,022 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △208,536 | △1,748,387 | △112,098 | △2,069,022 | △553,392 |
| 当期末残高 | 1,469,514 | △230,974 | △123,797 | 1,114,742 | 26,781,488 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年10月19日

マ ニ ー 株 式 会 社
取締役会　御中

**新日本有限責任監査法人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上　林　三子雄 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神　山　宗　武 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 白　取　一　仁 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マニー株式会社の平成27年９月1日から平成28年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成27年９月1日から平成28年８月31日までの第57期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月20日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　栗　原　義　一　㊞

監 査 委 員　酒　井　　清　㊞

監 査 委 員　柾　　智　子　㊞

（注）監査委員全員は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

（平成28年８月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| **流動資産** | **【11,104,403】** | **流動負債** | **【1,513,748】** |
| 現金及び預金 | 4,304,802 | 買掛金 | 411,995 |
| 受取手形 | 251,153 | 未払金 | 440,375 |
| 売掛金 | 1,915,457 | 未払費用 | 50,552 |
| 有価証券 | 41,126 | 未払法人税等 | 338,848 |
| 製品 | 1,237,246 | 前受金 | 18,881 |
| 仕掛品 | 1,599,269 | 預り金 | 11,714 |
| 原材料及び貯蔵品 | 806,226 | 賞与引当金 | 241,380 |
| 前渡金 | 22,959 | **固定負債** | **【877,401】** |
| 前払費用 | 57,920 | 繰延税金負債 | 527,261 |
| 繰延税金資産 | 154,858 | 退職給付引当金 | 237,600 |
| 関係会社短期貸付金 | 472,329 | 役員退職慰労引当金 | 93,640 |
| 未収入金 | 23,759 | 預り保証金 | 18,900 |
| その他 | 221,298 | **負債合計** | **2,391,150** |
| 貸倒引当金 | △4,004 | 純資産の部 | |
| **固定資産** | **【16,998,736】** | **株主資本** | **【24,242,474】** |
| **（有形固定資産）** | **(3,771,879)** | **（資本金）** | **(988,731)** |
| 建物 | 1,472,165 | **（資本剰余金）** | **(1,036,311)** |
| 構築物 | 49,841 | 資本準備金 | 1,036,311 |
| 機械装置 | 874,799 | **（利益剰余金）** | **(25,341,566)** |
| 車両運搬具 | 2,329 | 利益準備金 | 91,833 |
| 工具器具備品 | 146,401 | その他利益剰余金 | 25,249,732 |
| 土地 | 1,146,656 | 別途積立金 | 22,965,000 |
| 建設仮勘定 | 79,684 | 繰越利益剰余金 | 2,284,732 |
| **（無形固定資産）** | **(14,357)** | **（自己株式）** | **(△3,124,135)** |
| ソフトウェア | 11,477 | **評価・換算差額等** | **【1,469,514】** |
| その他 | 2,880 | その他有価証券評価差額金 | 1,469,514 |
| **（投資その他の資産）** | **(13,212,499)** | **純資産合計** | **25,711,989** |
| 投資有価証券 | 4,536,730 | | |
| 関係会社株式 | 8,052,858 | | |
| 関係会社長期貸付金 | 340,494 | | |
| 保険積立金 | 275,818 | | |
| その他 | 7,108 | | |
| 貸倒引当金 | △510 | | |
| **資産合計** | **28,103,139** | **負債純資産合計** | **28,103,139** |

# 損 益 計 算 書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 12,888,168 |
| 売上原価 | | 6,152,337 |
| **売上総利益** | | **6,735,830** |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,257,913 |
| **営業利益** | | **3,477,917** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 73,757 | |
| 投資事業組合運用益 | 1,197 | |
| その他 | 18,524 | 93,479 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 147 | |
| 投資事業組合運用損 | 2,650 | |
| 為替差損 | 268,656 | |
| その他 | 3,807 | 275,262 |
| **経常利益** | | **3,296,133** |
| **特別利益** | | |
| 保険解約返戻金 | 14,402 | |
| 固定資産売却益 | 1,659 | 16,062 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 21 | |
| 固定資産除却損 | 925 | 946 |
| **税引前当期純利益** | | **3,311,249** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 914,000 | |
| 法人税等調整額 | 48,882 | 962,882 |
| **当期純利益** | | **2,348,367** |

# 株主資本等変動計算書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 988,731 | 1,036,311 | 1,036,311 | 91,833 | 21,065,000 | 2,785,496 | 23,942,330 | △2,583,251 | 23,384,122 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | 1,900,000 | △1,900,000 | － | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | △949,131 | △949,131 | | △949,131 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,348,367 | 2,348,367 | | 2,348,367 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △540,883 | △540,883 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | 1,900,000 | △500,764 | 1,399,235 | △540,883 | 858,352 |
| 当期末残高 | 988,731 | 1,036,311 | 1,036,311 | 91,833 | 22,965,000 | 2,284,732 | 25,341,566 | △3,124,135 | 24,242,474 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,678,051 | 1,678,051 | 25,062,173 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 別途積立金の積立 | | | － |
| 剰余金の配当 | | | △949,131 |
| 当期純利益 | | | 2,348,367 |
| 自己株式の取得 | | | △540,883 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △208,536 | △208,536 | △208,536 |
| 事業年度中の変動額合計 | △208,536 | △208,536 | 649,815 |
| 当期末残高 | 1,469,514 | 1,469,514 | 25,711,989 |

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年10月19日

マ ニ ー 株 式 会 社
取締役会　御中

**新日本有限責任監査法人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上　林　三子雄 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神　山　宗　武 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 白　取　一　仁 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マニー株式会社の平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査委員会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第57期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2.監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月20日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　栗　原　義　一　㊞

監 査 委 員　酒　井　　清　㊞

監 査 委 員　柾　　智　子　㊞

（注）監査委員全員は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

## 株主総会参考書類

### 第１号議案　取締役７名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役７名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

**各候補者の顔写真及び抱負を、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mani.co.jp/）にて掲載いたしております。**

| 候補者番号 | 氏　名 | 現在の当社における地位・主な担当 | 候補者属性 |
|---|---|---|---|
| 1 | 松谷貫司（まつたにかんじ） | 取締役会議長 | 再任 |
| 2 | 松谷正明（まつたにまさあき） | 取締役兼執行役会長 | 再任 |
| 3 | 髙井壽秀（たかいとしひで） | 取締役兼代表執行役社長 | 再任 |
| 4 | 後藤充宏（ごとうみつひろ） | 社外取締役 | 再任　社外　独立 |
| 5 | 酒井清（さかいきよし） | 社外取締役 | 再任　社外　独立 |
| 6 | 柾智子（まさきともこ） | 社外取締役 | 再任　社外　独立 |
| 7 | 森川道男（もりかわみちお） | | 新任　社外　独立 |

候補者番号 1

# 松谷（まつたに） 貫司（かんじ）

再　任

**生年月日**
昭和15年７月22日生

**所有する当社株式の数**
1,068,500株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和39年４月 | ㈱松谷製作所（現マニー㈱）入社 |
| 昭和40年10月 | 当社専務取締役就任 |
| 昭和44年５月 | 当社代表取締役専務就任 |
| 昭和61年11月 | 当社代表取締役社長就任 |
| 平成３年８月 | マニックス㈱代表取締役社長就任（現任） |
| 平成８年５月 | MANI-MEINFA CO.,LTD.取締役会長就任 |
| 平成11年９月 | MANI YANGON LTD.取締役会長就任 |
| 平成15年２月 | MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長就任 |
| 平成16年11月 | 当社取締役会会長兼代表執行役社長就任 |
| 平成18年11月 | 当社取締役会議長兼代表執行役社長就任 |
| 平成19年11月 | 当社取締役会議長兼代表執行役会長就任 |
| 平成22年11月 | 当社取締役会議長兼執行役会長就任 |
| 平成24年11月 | 松谷技研㈱代表取締役社長就任（現任） |
| 平成25年11月 | 当社取締役会議長就任（現任） |

**重要な兼職の状況**

マニックス㈱代表取締役社長
松谷技研㈱代表取締役社長

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**取締役候補者とした理由**

創業当初から当社製品の開発、生産、販売だけでなく経営全般に携わり、当社が安定的な成長を目指すうえで必要となる当社固有の経験と知識を有しているため。また、海外生産、株式公開、委員会等設置会社（現 指名委員会等設置会社）移行など当社の改革の発案者であり、将来利益を確保する経営につながるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）当社は、松谷貫司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 2

# 松谷（まつたに） 正明（まさあき）

再　任

**生年月日**
昭和28年11月15日生

**所有する当社株式の数**
928,300株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和55年４月 | ㈱鳥羽洋行入社 |
| 昭和58年５月 | ㈱松谷製作所（現マニー㈱）入社 |
| 平成３年８月 | マニックス㈱取締役就任（現任） |
| 平成３年11月 | 当社取締役就任 |
| 平成６年４月 | 当社アイレス部長兼清原工場長 |
| 平成15年11月 | 当社サージカル部長兼清原工場長 |
| 平成16年11月 | 当社執行役常務就任 |
| 平成18年11月 | 当社執行役専務就任 |
| 平成19年11月 | MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長就任 |
| | MANI YANGON LTD.取締役会長就任 |
| | MANI-MEINFA CO.,LTD.取締役会長就任 |
| | 当社取締役兼代表執行役社長就任 |
| 平成20年12月 | MANI VIENTIANE CO.,LTD.(現 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.)取締役会長就任 |
| 平成22年３月 | MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役就任 |
| 平成23年８月 | MANI HANOI CO.,LTD.取締役就任 |
| 平成25年11月 | 当社取締役兼執行役会長就任(現任) |

**重要な兼職の状況**

なし

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**取締役候補者とした理由**

研究開発及び生産責任者としての経験を有し、取締役就任後も開発者としての経験を活かし、当社の製品開発の方向性決定において重要な役割を果たしているため。また、近時は組織の礎である人的資本教育にも尽力する等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

# 髙井（たかい） 壽秀（としひで）

再　任

**生年月日**
昭和27年７月20日生

**所有する当社株式の数**
11,600株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和52年４月 | ㈱日本不動産銀行（元㈱日本債券信用銀行、現㈱あおぞら銀行）入行 |
| 平成13年６月 | ㈱あおぞら銀行人事部付あおぞら債権回収㈱常務取締役就任 |
| 平成18年10月 | 当社顧問就任 |
| 平成18年11月 | 当社執行役常務兼経営企画部長就任 |
| 平成19年11月 | 当社執行役常務就任 |
| 平成20年11月 | 当社執行役専務就任 |
| 平成21年８月 | MANI VIENTIANE CO.,LTD.（現 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.）取締役就任 |
| 平成22年３月 | MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役就任<br>マニー・リソーシズ㈱取締役会長就任 |
| 平成22年９月 | MANI YANGON LTD.取締役就任 |
| 平成23年４月 | マニー・リソーシズ㈱取締役社長就任 |
| 平成23年８月 | MANI HANOI CO.,LTD.取締役就任（現任） |
| 平成23年11月 | 当社執行役副社長就任 |
| 平成24年９月 | 馬尼（北京）貿易有限公司監事就任 |
| 平成25年11月 | 当社取締役兼代表執行役社長就任（現任） |
| 平成25年12月 | マニー・リソーシズ㈱取締役就任（現任） |

**重要な兼職の状況**

なし

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**取締役候補者とした理由**

海外での豊富なビジネス経験と経理・財務の高度な専門知識を活かし、最高経営責任者として重要な役割を果たしているため。また、近時は内部統制の充実やコンプライアンスの確立等にも尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

# 後藤（ごとう） 充宏（みつひろ）

再　任

社外取締役

独立役員

**生年月日**
昭和34年７月31日生

**所有する当社株式の数**
100株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和61年10月 | 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 |
| 平成６年12月 | 公認会計士登録 |
| 平成12年12月 | 後藤充宏公認会計士事務所設立 |
| 平成14年５月 | ㈱ワイズテーブルコーポレーション監査役就任（現任） |
| 平成18年10月 | 税理士登録 |
| 平成23年４月 | あおば公認会計士共同事務所シニアパートナー就任（現任） |
| 平成23年11月 | 当社取締役就任（現任） |

**重要な兼職の状況**
あおば公認会計士共同事務所シニアパートナー
㈱ワイズテーブルコーポレーション監査役

**取締役候補者に関する特記事項**
候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**社外取締役候補者とした理由**
公認会計士としての豊富な経験と会計に関する高度な専門知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会計の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保及び内部統制システムの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、後藤充宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
２．後藤充宏氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。
３．当社は、後藤充宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
４．後藤充宏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号 5

## 酒井（さかい） 清（きよし）

再　任

社外取締役

独立役員

**生年月日**
昭和20年12月25日生

**所有する当社株式の数**
0株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和45年４月 | ㈱リコー入社 |
| 平成８年１月 | 同社経営企画室長 |
| 平成８年６月 | 同社取締役就任 |
| 平成11年４月 | 同社研究開発本部長 |
| 平成12年６月 | 同社執行役員就任 |
| 平成14年６月 | 同社常務取締役就任 |
| 平成17年６月 | 同社常務執行役員就任 |
| 平成18年６月 | 同社取締役兼専務執行役員就任 |
| 平成20年４月 | RICOH INNOVATION,INC.取締役社長就任 |
| 平成25年11月 | 当社取締役就任（現任） |

**重要な兼職の状況**

なし

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**社外取締役候補者とした理由**

会社役員及び研究開発・経営企画の統括を務めた豊富なビジネス経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として研究開発の見地から当社取締役会の一層の活性化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、酒井清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
２．酒井清氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年となります。
３．当社は、酒井清氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 6

# 柾（まさき） 智子（ともこ）

再　任

社外取締役

独立役員

**生年月日**
昭和56年12月18日生

**所有する当社株式の数**
0株

**取締役会への出席状況**
100%（13回／13回）

**略歴、当社における地位、担当**

平成20年12月　栃木県弁護士会に弁護士登録
平成21年12月　横山法律事務所勤務(現任)
平成23年４月　栃木県景観審議会委員(現任)
平成24年４月　帝京大学非常勤講師
平成26年11月　当社取締役就任(現任)
平成27年４月　栃木県警察学校講師（現任）

**重要な兼職の状況**

横山法律事務所弁護士

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**社外取締役候補者とした理由**

弁護士としての豊富な経験と労働問題などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性の見地から当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、柾智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
２．柾智子氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。
３．当社は、柾智子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
４．柾智子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号 7

# 森川 道男（もりかわ みちお）

新　任

社外取締役

独立役員

**生年月日**
昭和24年１月９日生

**所有する当社株式の数**
0株

**取締役会への出席状況**
-%（-回／-回）

**略歴、当社における地位、担当**

| | |
|---|---|
| 昭和47年４月 | レオン自動機㈱入社 |
| 平成８年６月 | 同社取締役第二開発設計部長就任 |
| 平成11年６月 | 同社常務取締役第二開発設計担当就任 |
| 平成19年６月 | 同社常務取締役兼上席執行役員 技術部門長兼開発部門、生産部門管掌、 レオンUSA取締役就任 |
| 平成21年４月 | 同社常務取締役兼上席執行役員 技術本部担当兼開発本部、生産本部、営業本部管掌就任 |
| 平成23年３月 | オレンジベーカリー 代表取締役会長就任 |
| | レオンアジア 取締役就任 |
| 平成23年３月 | 常務取締役兼上席執行役員就任 |
| 平成25年４月 | 生産本部長 常務兼上席執行役員就任 |
| 平成26年４月 | 専務取締役兼上席執行役員生産本部長兼開発本部長就任 |
| 平成27年６月 | 専務取締役退任 |

**重要な兼職の状況**

なし

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**社外取締役候補者とした理由**

会社役員を務めた豊富なビジネス経験と経営手法などの幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会社役員経験者の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．森川道男氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

２．当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。森川道男氏の選任が承認された場合、上記契約を締結する予定であります。

## 第２号議案　会計監査人選任の件

本株主総会終結の時をもって、会計監査人新日本有限責任監査法人は任期満了となります。つきましては、監査委員会の決定に基づき同法人を再任しないこととし、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

### １．会計監査人の候補者とした理由

監査委員会は、会計監査人との間で適切な緊張関係を維持しつつ、財務報告において客観性を担保するため、原則５年（ただし、特別な事情がある場合は７年）を超えて同一の会計監査人を再任しないこととしております。現在の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となることから、複数の監査法人を対象に選考及び相互評価を行った結果、有限責任あずさ監査法人を新たに会計監査人候補者とすることを決定いたしました。

### ２．会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成28年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 名　称 | 有限責任あずさ監査法人 | |
| 事務所 | 主たる事務所　東京都新宿区津久戸町１番２号 | |
| | 事務所数　12ヵ所 | |
| 沿　革 | 昭和60年７月　監査法人朝日新和会計社設立 | |
| | 平成５年10月　井上斎藤英和監査法人（昭和53年４月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする | |
| | 平成16年１月　あずさ監査法人（平成15年２月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする | |
| | 平成22年７月　有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任あずさ監査法人とする | |
| 概　要 | 資本金　3,000百万円 | |
| | 構成人員　公認会計士 | 3,036名 |
| | その他監査従事者 | 1,950名 |
| | その他職員 | 592名 |
| | 合計 | 5,578名 |
| | クライアント数　（監査証明業務提供先） | 3,462社 |

（注）有限責任あずさ監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

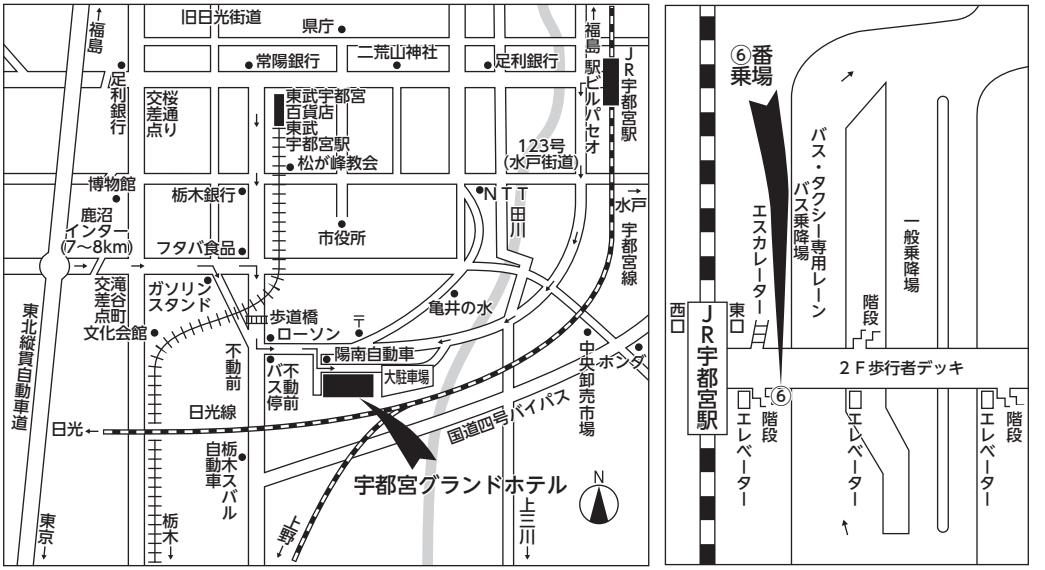
以　上

メ　モ

メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

所在地　栃木県宇都宮市西原町１４２
開催場所　宇都宮グランドホテル １階 平安の間
電　　話　**０２８（６３５）２１１１**
**http://www.utsunomiya-grandhotel.co.jp/**




**◆株主様専用バスのご案内◆**
JR宇都宮駅東口バス乗降場⑥番乗場：
午前9時30分発→宇都宮グランドホテル着
当日は、当社係員がJR宇都宮駅東口におり、ご案内をさせていただきます。
また、お帰りの際もJR宇都宮駅東口までの専用バスをご用意しております。
◆路線バスのご案内◆
関東バス（江曽島・石橋・小山行き）約20分・バス停：不動前 下車徒歩１分
◆お車でお越しの株主様へのご案内◆
鹿沼インターから約20分・JR宇都宮駅より約10分・東武宇都宮駅より約５分
ホテルには無料駐車場がございますが、混雑する可能性がありますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。
◆電車でお越しの株主様へのご案内◆
東京駅よりJR東北新幹線 約54分
◆コートやお荷物は、ホテルのフロントにございますクロークへお預けくださいますようお願いいたします。

◆株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対するご理解を深めていただければと存じます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。